

二本松市選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第74条の規定による二本松市議会議員定数条例改正請求者署名簿について、二本松市選挙管理委員会において審査を終了したので、署名簿の縦覧に供する期間及び場所を同法第74条の2第2項の規定により次のとおり定めた。

平成30年2月22日

二本松市選挙管理委員会  
委員長 佐藤 朝弘



- 1 縦覧の期間 平成30年2月23日から  
平成30年3月 1日まで
- 2 縦覧の場所 二本松市金色403番地1  
二本松市役所 選挙管理委員会事務局  
〔ただし、2月24日及び25日の縦覧の場所は、北棟〕  
2階会議室とする。〕